

第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンザル管理）（素案）概要

長野県森林づくり推進課 鳥獣対策室

※下線部は前期計画との主な変更点

計画策定の目的

科学的・計画的な管理により、ニホンザルと人との緊張感あるすみ分けを図り、ニホンザルの地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害の軽減と人身被害等を防止する。

計画の期間

令和6年(2024年)4月1日～令和11年(2029年)3月31日

計画の対象

- (1) 対象鳥獣
ニホンザル (*Macaca fuscata*)
- (2) 対象地域
長野県内全域
- (3) 対象単位及び管理の区分
ニホンザルは群れ単位で行動することから、管理の単位は、原則として群れとする。
前期計画と同様に、10の管理ユニットに区分し、管理を行う。

ニホンザルの現状

- (1) 生息状況（令和4年度時点）
 - ・推定個体数 約 11,000～16,000 頭
 - ・推定群れ数 約 210～300 群（市町村年次計画策定群れ数約 260 群）
（前期計画 約 200～300 群（市町村年次計画策定群れ数約 206 群）
- (2) 被害状況
ニホンザルによる被害は、県内全域で農業被害、林業被害、生活環境被害、人身被害が発生している。農林業被害額は、効果のある電気柵の普及等により、総合的な被害対策を進めた結果、平成15年度以降は減少傾向であるが、令和4年度は約7,050万円（果樹、野菜等）の被害が発生している。

計画の目標

本県に生息するニホンザル個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害の軽減と人身被害等の防止を図るため、群れごとの加害レベルを低下させて、人の生活域とニホンザルの生息域を分けることを目標とする。

目標を達成するための取組

(1) 市町村年次計画に基づく総合的な被害対策の実施

前期計画と同様、群れ単位の管理を基本とし、被害集落、行政等の関係者が取組の効果を評価・検証しながら、「被害防除対策」、「生息環境管理（被害地の管理）」、「個体数管理」を組み合わせた総合的な被害対策を進める。同時に、地域ぐるみの対策を進められるよう、地域でニホンザルの対策を実行できる人材育成に向けた普及啓発を行う。また、行動域が県境や市町村境をまたぐ群れについては、隣県や隣接市町村との情報交換を行いつつ、対策の連携に努める。

(2) 管理の流れ

市町村は、市町村内で確認されている群れやハナレザル及び小集団について、「生息情報マップ」を作成し、毎年群れごとに加害レベル判定基準表で客観的に加害レベルを判定した上で「市町村年次計画」を作成し、地域住民とともに実施する。

市町村年次計画の策定時には、市町村と県は前年の被害対策の効果などの検証を行い、対策の見直しを図る。

地方保護管理対策協議会は、市町村をまたいで生息する群れに関する隣接市町村同士の協力体制などの広域調整を行う。県現地機関職員で構成される野生鳥獣被害対策チームは、市町村、地域住民の取組みに対し必要な助言や支援を行う。

県は地方保護管理対策協議会をまたぐ加害群の対策の実効性を高めるため、広域会議を開催する。広域会議では関係者間による情報共有と年次計画の検討・評価を行い、計画的な個体数管理と地域主体の被害防除対策の推進に向けて実務的な協議を行うものとする。

対策の手法

ニホンザルによる被害を防止するため、加害レベルに応じた被害対策を地域の条件に合わせて実施する。被害防除対策と生息環境管理（被害地の管理）は、地域住民が主体、個体数管理は市町村が主体となり、効果的な対策を組み合わせた総合的な対策を実施する。

(1) 被害防除対策

ニホンザルが農地や人家周辺へ出没した際には、人への警戒心を学習させるため、花火、パチンコ、電動モデルガン、銃器、訓練された犬等を必要に応じて使用し、追い払いを実施する。侵入防止柵は電気柵を基本とし、現場状況に応じ適切な柵の種類及び構造を選択した上で、適切な維持管理を行う。

(2) 生息環境管理（被害地の管理）

ニホンザルの餌となる廃果、農作物残渣、未収穫の柿や栗等の誘引物の除去とニホンザルの隠れ場所をなくし、近づきにくくさせる緩衝帯整備等による被害地の管理を適切に行う。

(3) 個体数管理

被害地域でニホンザルと人が緊張感あるすみ分けを図るため、追い払い等の被害対策の効果を得られやすい群れサイズ（30頭程度）まで縮小させる「部分捕獲」を群れ管理の基本的な方針とする。「部分捕獲」を実施または検討し、総合的な対策を継続しても効果が表れない地域では、「選択捕獲」及び「全頭捕獲」の実施を検討する。

群れの管理にあたっては、専門家を交えた地方協議会や広域会議において、これまでに行った捕獲および被害防除対策（有効な侵入防止柵の設置と適切な管理、誘引物の除去等の集落環境の管理、組織的な追い払い等が行われているか）の効果を検証し、最適な捕獲方法を適用する順応的管理を行うこととする。

捕獲された個体は、GPS発信器等の装着による生息情報の収集や追い払い等への活用を除き、実験用動物等としての流用は認めず、原則として殺処分とする。捕獲個体の処分では、Animal Welfare（動物福祉）の理念から、できる限り苦痛を与えない方法で行う。

(4) ハナレザル等への対応

群れの生息は確認されないが、恒常的にハナレザルや小集団が出没する地域、突発的にハナレザル等の出没が確認された地域については、群れに対する対策に準じて出没の状況に応じた対策を講じる。

特に、市街地にハナレザルが出没した際には、人身被害及び生活環境被害を未然に防止する必要があり、地域住民への注意喚起を徹底する。

人身被害が発生した場合には、緊急的な捕獲によって早急な問題解決を図る。人身被害が発生しない場合であっても、農業被害及び生活環境被害を防止するため、地域への啓発やパトロール、追い払いを実施し、必要に応じて捕獲による対策を併用する。

普及啓発

地域住民が主体となった総合的で効果的な防除対策が行われるよう、県や市町村を中心とした被害対策等の普及啓発に努める。ニホンザルによる被害は農村地域だけでなく、市街地や別荘地においても人身被害や生活環境被害が発生している。このため、県、市町村等は協力して、一般県民や観光客等に対して、ニホンザル対策の基本的な知識や餌付けの防止等について広く普及啓発を行う。

外来種等の扱い

ニホンザルと交雑の恐れがある外来種については、本計画によらず、関係法令等に基づき関係機関が迅速に協力して対応する。

モニタリング

科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行うこととし、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用するほか、必要に応じて計画等の見直しの検討を行う。

計画の実施体制

効果的な管理を実施するため、県、市町村、農林業団体、集落の住民等の関係者が協同で取り組む。特に被害対策においては、一組織や一個人のみに頼るのではなく、被害地の各組織や集落住民等が積極的に参画し実施する。